

船橋市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成制度のご案内

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の健全な言語、社会性の発達を支援するため、補聴器購入費用の一部を助成します。

【助成対象】
新しく補聴器を購入する費用、この制度によって購入した補聴器を原則5年経過後に更新する費用(ただし、修理費用は対象外となります。)

【対象となる方】
次の要件のすべてを満たす18歳未満の方が助成対象者となります。

1. 市内に住所があること。

2. 両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならない場合。

3. 補聴器の装用が必要であると医師の判断を受けていること。

4. 対象児の世帯内に市町村民税の所得割額46万円以上の方がいないこと。

【対象となる補聴器】
下表のとおり

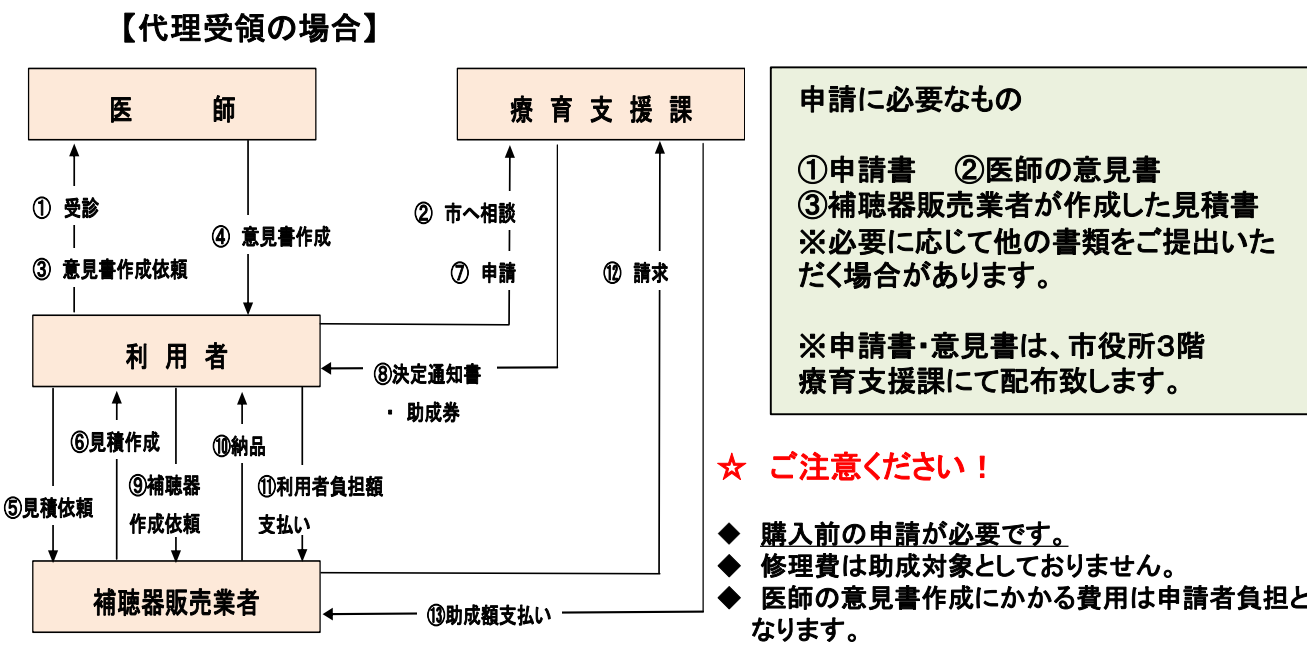
【助成金交付額】
下表の基準価格の範囲内で購入費用の3分の2(1000円未満切捨て)

d b	聴力レベル	
0	健聴	
10		
20		
30	軽度難聴	
40	↓	
50	中等度難聴	
60	↓	
70	高度難聴	
80		
90		
100		
110	↓	

補聴器の種類	1台あたりの 基準価格	基準価格に含まれるもの	耐用 年数
軽度・中等度難聴用ポケット型	43, 200円	① 補聴器本体(電池を含む) ② イヤモールド ※イヤモールドを必要としない場合は、 基準価格から9, 000円を除くこと。	原則として5年
軽度・中等度難聴用耳かけ型	52, 900円		
高度難聴用ポケット型	43, 200円		
高度難聴用耳かけ型	52, 900円		
重度難聴用ポケット型	64, 800円		
重度難聴用耳かけ型	76, 300円		
耳あな型(レディメイド)	87, 000円	補聴器本体(電池を含む)	
耳あな型(オーダーメイド)	137, 000円		
骨導式ポケット型	70, 100円	① 補聴器本体(電池を含む) ② 骨導レシーバー ③ ヘッドバンド	
骨導式眼鏡型	127, 200円	① 補聴器本体(電池を含む) ② 平面レンズ ※平面レンズを必要としない場合は、基準 価格から1枚につき3, 600円を除く。	
FM型補聴器を必要とする場 合は、基準額に右のものを加 算できます。	① FM型受信機 ② ワイヤレスマイク(充電電池を含む) ③ オーディオシュー	80, 000円 98, 000円 5, 000円	

※業者が材料仕入時に負担した消費税相当分として、基準価格の100分の103に相当する額を基準の上限とします。

助成手続きの流れ



①	受診	医師の診察を受けてください。
②	市へ相談	療育支援課へご相談ください。
③	意見書作成依頼	医師から意見書の交付を受けてください。
④	意見書作成	
⑤	見積依頼	補聴器販売業者へ、医師の意見書に基づいた補聴器の見積書の作成を依頼してください。
⑥	見積作成	
⑦	申請	申請書に医師の意見書及び見積書を添付して申請してください。
⑧	助成決定	市は、申請書類を審査し必要と認めた場合は、利用者へ決定通知書、助成券を交付します。
⑨	補聴器作成依頼	決定通知書等を受領した後、補聴器販売業者へ補聴器の作成を依頼してください。 納品後、補聴器販売業者へ利用者負担額をお支払いのうえ、助成券と委任状をお渡しください。
⑩	納品	
⑪	利用者負担額支払い	
⑫	請求	補聴器販売業者は、請求書に助成券と委任状を添付して市へ助成額を請求します。
⑬	助成額支払い	市は、補聴器販売業者へ助成額を支払います。

【意見書の作成を受けられる医療機関を定めております。】
※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」)第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関(裏面をご覧ください)。
船橋市内には指定医療機関がありません。詳しくは療育支援課へお問い合わせください。

【お申し込み・お問い合わせ】 船橋市 こども家庭部 療育支援課
〒273-8501 船橋市湊町2丁目10番25号 電話047-436-2342 FAX047-436-2549